

岩手県告示第 565 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡市洞清水土地区画整理組合理事長から次のとおり通知があった。

平成 20 年 7 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市山岸地域
- 2 公共測量を実施する期間 平成 20 年 7 月 22 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（土地区画整理事業に伴う出来形確認測量）